

○石巻市地域公共交通活性化協議会条例

令和2年3月17日条例第4号

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条の規定により、地域公共交通の基本方針とする石巻市総合交通計画(以下「総合交通計画」という。)の策定及び進行管理に関する事項を協議するとともに、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の2の規定により、地域住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、石巻市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合交通計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 総合交通計画に位置付けられた事業の進行管理に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (4) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は30人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関の職員
- (3) 関係運送事業者
- (4) 住民及び地域公共交通の利用者の代表者
- (5) 前各号に掲げるほか市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石巻市条例第40号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和4年7月1日条例第37号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の石巻市総合交通戦略審議会条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の規定により委嘱又は任命（以下「委嘱等」という。）された委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、この条例による改正後の石巻市地域公共交通活性化協議会条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定により委員に委嘱等された者とみなす。この場合において、その委嘱等されたとみなされる委員の任期は、新条例第4条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条第1項の規定により委嘱等された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石巻市条例第40号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)